

平成 14 年 2 月 19 日

「商法等の一部を改正する法律案要綱」に対する意見

社団法人 日本監査役協会

当協会の意見は、昨年 4 月 24 日付で法務省民事局参事官室から照会された「商法等の一部を改正する法律案要綱案中間試案」に対する 6 月 6 日付意見書（抜粋添付）にて申し上げた通りであります。

なお、今般法制審議会が 2 月 13 日に決定した標記要綱につきまして、少なくとも下記事項についてご配慮賜りますよう重ねてお願いする次第です。

記

監査委員会制度については、監査役制度に代替させるものとして想定されていると思われるが、下記の点で現行の監査役制度よりも監査品質が低下する懸念があるので、そのような懸念が現実のものとならぬよう配慮願いたい。

1 一部自己監査となる。

取締役をメンバーとする監査委員会の監査は、主として執行役の業務執行を対象とするものではあるが、取締役の職務執行も監査対象に含まれることから、一部「自己監査」となり、監査に対する客観性と信頼性を低下させる懸念がある。

そこで、監査委員会のメンバーとなる者は、自己監査の弊害を招かぬように、高い精神的独立性を保ち、厳正な監査に努めなければならないことを周知徹底する必要がある。

2 常勤者による監査等の措置が必要である。

現行の監査役制度は常勤制が採られ、監査役は取締役会、経営会議等重要会議への出席他を通じて情報収集を行い、会社の意思決定のプロセスを日常的に監査し、リスクの発見・未然防止を図っている。監査委員会に常勤の取締役を置かない場合は、こうした監査に必要な情報収集力を低下させ、監査品質が低下する懸念がある。

監査品質の低下を防止する観点から、取締役会で決定しなければならないとされている「監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項」（要綱第十一の三の 1 の（一）の（2））が監査委員会の情報収集を確保・充実させるものとなるよう、法務省令の策定に当たり留意されたい。

以 上